

## ○一般用医薬品の価格の安定について

(昭和五三年八月一日)

(薬発第九三八号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記については、昭和五一年一月二〇日薬発第一、二一〇号により通知し、御協力方をお願いしているところであるが、今般、既に公正取引委員会が医薬品の再販売について事前チェックを撤廃したこと及び最近の経済情勢等にかんがみ値上げの事前及び事後報告制を今後はすべて事後の報告制をもつて足りることとし、別添写のとおり関係業界に対し通知したところである。

貴職におかれても貴管下の業者に対し同趣旨の周知徹底を図るとともに医薬品の価格の安定と円滑な供給につき、今後とも格別の御協力をお願いする。

### 別添写

#### 一般用医薬品の価格の安定について

(昭和五三年八月一日薬発第九三七号)

(日本製薬団体連合会会長あて厚生省薬務局長通知)

一般用医薬品の価格につきましては、かねてより極力値上げを自粛するよう要請してきたところでありますが、関係各位の御協力により概ね安定的に推移してきましたことに対し深く感謝しております。

さて、一般医薬品の価格を引き上げる場合には、これまで昭和五一年一月二〇日付薬発一、二〇九号薬務局長通知により事前又は事後に報告をいただくこととしてきましたが、既に公正取引委員会が医薬品の再販について事前チェックを撤廃したこと及び最近の経済情勢等にかんがみ今後はすべて事後の報告をもつて足りることとしました。

もとより、一般用医薬品は、国民の保健衛生上不可欠なものであり、その販売にあたっては本来添付、リベートなどの販売促進活動によつて行われるべきではなく、また、医薬品の特性を考えると、不合理な値上げをして消費者に不必要な負担をかけることは適当でないことは明らかであります。従つて、今後とも一般用医薬品の価格動向が国民生活に大きな影響を及ぼすことを考えると、なお一層の経営面の合理化努力等により価格の引上げは極力抑制することが必要でありますので、この点を十分に御配慮のうえ価格の安定に御協力をいただきますようお願いいたします。